

## 後水尾院と寛文年間の五山文壇

——「詩仙色紙」・「列仙伝团扇」そして「湖山十境色紙」——

中 本 大

はじめに

寛文年間（一六六一—一六七二）、後水尾法皇は相国寺晴雲軒の鳳林承章とともに五山学僧を主導し、画壇とも連携しつつ多様な文学活動を行っていた。その一つが寛文三年の「西湖図」を契機とした事例であり、既に拙稿で論じたことがある。<sup>1</sup> 本稿ではその際の課題を踏まえ、後水尾院が寛文年間、五山文壇を牽引した意図について、更に考察を深めたいと思う。

—

寛文三（一六六三）年八月に完成、後水尾院に献上された「西湖詩」競作から五ヶ月後の寛文四年正月、後水尾院は「詩仙絵」制作を企図し、その賛詩を五山僧に揮毫させるべく命を下した。<sup>2</sup> 『隔蓑記』寛文四年正月四日条には以下のように記されている。<sup>3</sup>

仙洞仰曰、詩仙之絵像三十六人・御色紙三十六枚・御草被下、五山東堂・西堂一枚充可致書写之事、可申渡之旨、被仰付、詩仙像并御色紙被渡下、謹請取、畏奉者也。

院が草稿や清書用色紙とともに、三十六詩仙の図像を鳳林に渡していることから、「西湖詩」競作とは明らかに異なる構想であったことを想像させる。

さて、石川丈山の詩仙堂で名高い「三十六詩仙」については、近年、門脇むつみ氏が「詩仙図について」（『文学』第十一卷第三号・二〇一〇・五）で寛永年間の事例を中心に検討し、『隔蓑記』所載の記事についても簡単に言及している。林羅山没後、丈山も傘寿を過ぎた寛文年間、詩仙図は未だ後水尾院を誘慕していたのである。以下、院と五山文壇との協同を端緒に、この文事の意義について詳しく検討してみたい。

近世初期堂上歌壇と「三十六歌仙」の關係が深いことはよく知られている。<sup>3</sup> 万治年間及び寛文年間成立の二つの狩野永納筆「三

「十六人歌仙」や寛文元年以前成立の『三十六人歌仙御手鏡』、寛文二年以前成立の『三十六人歌仙寄合書』など、後水尾院が主導する歌壇の周辺では「三十六歌仙」関連の作例に事欠かないのである。それらに先立つ寛永十三年には、後水尾院自らも大造替の際、日光東照宮拝殿を飾る「三十六歌仙勅額」の和歌を染筆したと伝えられている<sup>31</sup>。この勅額の図像は南禅寺金地院東照宮拝殿欄間の「三十六歌仙額」と同様、院が愛顧した宮廷絵師、土佐光起が腕を揮ったもので、まさに寛永文化の粋とも言うべき作品である。こうした著名な作品以外にも、『隔蓑記』寛文三年正月十七日条には、後水尾院が山本友我に命じて歌仙絵を描かせ、献上させたことが記されている。院の歌仙絵への関心が褪せることはなかったのである。この文書の翌年の寛文五年、『集外三十六歌仙』を撰進したのは、まさにその愛慕の集大成であった。

さて、近世初期の歌仙絵と、詩仙絵をはじめとするその類作を概観したとき、寛文年間が重要な画期であったことは、改めて指摘しておかなければならない。後水尾院の「詩仙絵」文事に先立つ寛文元年、歌仙絵に発想を得た南北朝期の真言僧、栄海の手になる『釈教三十六歌仙』の版本二種が京都で相次いで版行されていることは、第一に注目すべきであろう。特に版元の一人、京都の林和泉掾は拙稿でもふれたように、寛文八（一六六八）年七月、中国西湖の四季の景勝を詠じた中国明代の文人、高濂著『四時幽賞』を出版しており、間接的ではあるものの後水尾院の文事とも関連の深い人物なのであった。こうした趨勢のなか、後水尾

院はあたかも寛永年間「詩仙」をめぐる営為を再現するかのようになり、五山学僧に色紙への揮毫を命じたのである。

院の意向を承けた鳳林はその職務に奔走している。命の下された翌々日の六日、鳳林は南禅寺金地院僧録に赴き、院の意向を説明、周知している。

赴金地院、則吉東堂・求首座先被居也。对金地院、而伸上洛珍重、而法皇仰之趣令演説、今度被仰詩仙色紙之事、申談也。

南禅寺へは盟友の「吉東堂」、すなわち相国寺慈照院の寛雲顕吉と同道している。僧録である金地院主、竺隱崇五に配慮する必要があったものの、院の文事の実質的主導者はやはり鳳林承章なのであった。

この度の文事からは如何なる意義が見出せるか。それを考究する上で鍵となる記述が、同年正月九日条に見られる。

予令出京、赴武田壽佺、畦刺踏皮二足令持参、被呼入、相对也。依仙洞仰、詩仙之詩令持参、五岳之出世衆江被仰付也。字誤亦有哉否、石川常山老江相談被仕之事、壽佺江申談也。

鳳林が出向いた武田壽佺とは武田信徳である。武田氏の傍流

で、幕臣川窪家の出自であった。壽俊は鳳林の知己で、先に引用した『隔窶記』正月四日条に記される後水尾院より下された「御草」に誤字がないかを直接相談するため、石川丈山への取り次ぎを頼んだのであった。これにより、後水尾院や鳳林が丈山や林羅山の先例を参考に、詩仙絵制作を進めていたことが確認されるのである。すなわち、院は林羅山・鷲峰・春徳親子が試みた「詩仙」・「儒仙」・「武仙」のように新作の賛詩を新たに作成させることを目指したのではなく、既存の画賛詩、中でも丈山の詩仙堂に掲げられる七絶を五山僧に書写させることにしたのであった。

そして困難な依頼ではなかったのか、寛文三年の「西湖詩」文事とは異なり、鳳林がその遂行に苦慮している様子は窺えない。『隔窶記』には同月二十四日条に、「詩仙之下書、音首座・厚西堂江頼、四五枚充遣、出来、而来也」と簡潔に記される一方、この頃、後西院御所の和歌御会で催行される和漢聯句の準備に忙殺される様子が割かれ、詳細に記されているのである。

「詩仙」色紙への揮毫について次に鳳林が記すのは、正月晦日条である。

予赴東福寺。……中略……赴常楽庵、而对湘雪西堂、自  
法皇、被 仰付、詩仙詩被書写御色紙、相渡也。宣長老・周  
長老・沅西堂・崇西堂、此四人也。

「西湖詩」文事とは異なり、この度は東福寺から虎伯大宣・南

林水周・湘雪守沅・泰岳明宗という四名の学僧が選出されているのは興味深い。「三十六」という執筆者数の多さがその理由と考えられる。

今回の文事も比較的順調な執行であった。翌二月二日条には「南禅寺諸老七人分色紙」と「下書」を直接、金地院まで出向いて僧録に渡したことを記し、翌三日条では天龍寺妙智院の補仲等修に「天龍寺衆六人」の「詩仙之詩書写之色紙」を遣わしたことが記されている。

この文事に関わって注目すべきは、翌二月四日条に記された次の記述である。

自 新院御所、被 仰出、和漢之入韻句致愚吟、持参仕、  
窺 法皇天氣也。先日被 仰付、詩仙之人形絵三十六枚今日  
奉返上也。

今回の五山僧の揮毫に際して、正月四日条で記されていたように、後水尾院から鳳林に、着賛した色紙とともに貼付すべき図像が、予め手渡されていたことは既に述べた通りである。それがちょうど一箇月後に院に返却されていることを勘案すると、図像は一度、着賛した五山僧各人の手元に配布されていた可能性も考えられるであろう。もしそうであるならば、図像について鳳林が一切言及しない寛文三年の「西湖詩」競作では、やはり図画は事前に着賛者には示されなかった可能性が高いと判断せざるを得ない

のである。

さて、『隔裏記』に記されるように、画像を後水尾院に返却したこの日、鳳林が新院、すなわち後西院を訪れたのは新院御所で催される和漢聯句の準備のためであった。この時、鳳林は室町時代末期の建仁寺大統院の学僧、古澗慈稽自筆の「略韻」を大統院から借り出し、それを後西院に献上している。この折の献上はあくまで後西院に貸与したもので、院に代わってその借用書を認めただのが近臣の「平相公」、すなわち平松時量であった。京都大学附属図書館蔵平松家文庫には拙稿で考察したように、「西湖詩」文事で制作された十二首の七言絶句を記した『住吉西湖詩歌』という写本が蔵されている。その書写者と目されるのが平松時量なのである。彼が寛文年間の後水尾院周辺文事の成果を記録として留めているのは、鳳林を中心とする五山文壇の影響力や牽引力を示す証左でもあるのである。

なお同日、『隔裏記』二月四日条には、金地院から一昨日、鳳林が持参した南禅寺衆七名の色紙が届けられたことが記されている。更に同月十四日条には天龍寺の雲峯承需が清書色紙を持参、鳳林を訪問したことが記される一方、天龍寺妙智院の寿寛西堂からは「今度之御色紙書直」が届けられた。書式に不備があったのであろう。続く十五日には東福寺の湘雪守沅から清書色紙が届けられた。

この後、色紙受け取りの詳細は記されないものの、清書色紙は鳳林の手に着実に集まっていた。二月二十九日条には次の記述

が見られる。

致于 法皇伺公、而内々被 仰付、五山出世長老・西堂江被 仰付、詩仙之御色紙書写、皆々出来、御色紙持参、致献上也。吉長老一人者持参仕、北面所迄致伺公之旨、被申故、三十五人分指上也。御对面也。逐一僧名御尋、申上也。

鳳林の手に集められた色紙は三十五枚。一枚足りないのは鳳林の盟友、相国寺慈照院の覚雲顕吉で、覚雲のみ別途、直接持参したためであった。このことから、以前拙稿で述べた寛文三年の「西湖詩」文事の際、鳳林が後水尾院に献上した色紙に覚雲の名が見えなかった事情が忖度できるのである。慶安四（一六五一）年、後水尾院出家に際して剃髮師を務めた覚雲は、鳳林には及ばないものの、院と特に懇意であったことが知られよう。また傍線部、院が着替者の名を逐一、鳳林に尋ねたところから、今回の文事に関わる揮毫者の選定には後水尾院は一切関わっていないかったものの、全幅の信頼を置く鳳林の手腕に満足していることが窺えるのである。

寛文年間、「詩仙」色紙が目目されたのは京都だけではなく、寛文六年正月、江戸の六義堂が梅花洞（堂）と改められたことがあった。『国史館日録』（史料纂集所収）寛文六年正月十五日条に次のように記されている。

館事畢、館衆各会于梅花洞。依春信催雅興也。梅花洞乃六義堂也。旧臘修飾之時、植梅一鉢于庭而改其名。此壁所貼詩仙贊、先考及余与亡弟靖自筆也。信慮其破損而珍藏之。

自 法皇、被 仰出、列仙伝之書物・唐紙团扇一片投慈照院与富春軒両寺也。列仙伝之書物下書并团扇唐紙一枚投厚西堂也。

早逝した弟、靖（春徳）の才能を哀惜し続けていた林鶯峰にとつて亡父、羅山と亡弟とで宮んだ寛永二十年の「詩仙」色紙は、生涯の記憶として胸に刻まれていたのである。その記憶の象徴としての色紙は、破損を恐れた鶯峰の息子、春信によって壁間から外され、珍藏されることとなった。寛永年間の成果が寛文年間、林家における古典として確立していく契機が看取できるのである。

寛文年間、林家を中心に歌仙・詩仙を敷衍するかのような事業が進められていく様相は、門脇氏が既に考察されている。江戸の情勢と軌を一にして——あたかも江戸の動向を熟知していたかのように、後水尾院が、五山学僧を動員して詩仙色紙を認めさせていたのであった。

## 二

後水尾院の詩仙色紙制作意図を探る前に、寛文六年の別の事例に目を転じてみよう。

『隔黄記』寛文六年二月十七日条に次のように記されている。

「列仙伝之書物」とは『有象列仙全伝』（『列仙全伝』）所載のテキストを言うのであろう。中国明代の王世貞編、汪雲鵬後補、李攀龍の序が付された万曆二十八（一六〇〇）年刊行の帯図本は偽書と考えられるものの、日本では慶安三（一六五〇）年刊の和刻本をはじめ版行が重ねられた人気書目であった。日本に齎されて後は、林羅山編とされる『後素説』が典拠として用いるのをはじめ、元和年間成立の狩野一溪編『後素集』にも利用されていることから、文壇のみならず画壇への影響力も小さくなかったことが知られる。この典籍については佐藤義寛氏の詳細な研究があり、それ以上の贅言はここでは不要であるものの、佐藤氏も述べられるように、同じく明代万曆年間刊行の帯図本『仙仏奇踪』との関連が深いことには注目すべきであらう。かの俵屋宗達が粉本として用いたことでも名高い『仙仏奇踪』は、林羅山の手沢本が内閣文庫に蔵されている。こうした新渡の仙伝の日本での受容、普及に際して、影響力を誇ったのが林家なのであった。室町時代、漢籍受容において五山文壇が担っていた役割が、林家を中心とする儒者や新興の勢力——角倉素庵をはじめとする町衆や尾張の徳川義直など大名家の庇護者——に移ったことを示す如実な具体例の一つが『仙仏奇踪』であり、『列仙全伝』なのである。

後水尾院は『列仙全伝』の中から十二人を選び、その伝記を十二人の五山の東堂・西堂に認めさせることとしたのである。その意図は『隔篋記』同年三月二日条に記されている。

致伺公 法皇、先日被 仰出、列仙伝之内十二人之伝記、五岳長老・西堂十二員团扇被書之、十二人筆痕出来故、致持参、致献上也。早々令退出也。

今回、五山僧に揮毫させたのは、色紙ではなく团扇であった。扇面ではなく团扇であるのが興味深いものの、十二という数からも、おそらくは六曲一双屏風に貼交せる計画であったと思われる。

鳳林によって選ばれた十二名の学僧を確認しておこう。先掲二月十七日条に見える相国寺の覚雲・春葩・愚溪の他、『隔篋記』同年二月十八日条に、「自 法皇、被 仰出、列仙伝之書物・团扇於天龍寿寧院泉叔亨東堂、而遣也。」とあるように、天龍寺の泉叔、また同月二十日条に記される建仁寺の章天・三峯・顕令及び東福寺の虎伯・太華の五名に「列仙伝之团扇之書物」を遣わしているのははじめ、同月二十四日条に「自南禅惠林、列仙伝書物之团扇出来、而来、英仲西庵亦出来、而来也」とあることから南禅寺の惠林と英仲も選抜されていたことが知られる。その十一名に鳳林をあわせた計十二名がこの文事のために選抜されたのであった。金地院僧録の竺隠や南禅寺天授庵の靈叟、さらに天龍寺妙

智院の補仲等の長老が関わっていないのは、今回の文事が「列仙伝之書物（かきもの）」、すなわち『列仙全伝』本文を团扇に書きする、という創造性希薄な作業であったことも要因であろう。拙稿で既に取り上げた「西湖詩色紙」や先掲「詩仙色紙」ように、絵画表象をとまなう文事であったことは間違いないと考えられるものの、その背景の詳細が『隔篋記』で明かされることはなかった。

文学的にはさほど注目すべき文事ではないものの、この事例からは「詩仙色紙」とともに、後水尾院の個性が端的に看取できると考えられる。漢籍受容に基づく新たな表現世界の模索という点において、その志向は室町時代の五山禅僧と同一のものである。しかし『詩仙』や『列仙全伝』の直截的受容に五山僧は関与していないのである。近世初期、それを積極的に享受したのは、石川丈山や角倉素庵など、五山とは異なる位相にあった人々か、あるいは林羅山のように、活躍の場を求めて五山を飛び出した人々であった。後水尾院はそうした人々の功績を認め、その上で新たな業績を五山学僧に改めて相対化させるような文事を企画しているのである。単に高僧の揮毫を求めた、という単純な趣向ではなかったのであった。こうした後水尾院の試みは、結果として江戸を中心とする新たな文壇の動向と軌を一にすることになっているものの、院はあくまで京都における既存の文壇、つまり五山叢林と協同することを選んだのである。もちろん鳳林の協力は不可欠であったものの、後水尾院には足利将軍家や室町幕府によつ

て育成され、近衛家の一族や豊臣秀次、徳川家康ら戦国時代の権力者が成長させた「五山」の存在意義に対する敬慕が見受けられるのである。

五山禅林が再び日本の文壇を席捲する日が来ると、後水尾院が考えていたのか、その心中を窺い知ることはできない。しかし、院の統制下でこうした文事が継続的に行なわれていたことが、結果的に文壇の機能を存続させる契機となったことは間違いないのである。

### 三

再び「詩仙」に目を転じよう。寛文四年の文事から二年を経た寛文六年四月、鳳林はある貴人に依頼され、詩仙色紙二枚を認められた。『隔窠記』寛文六年四月十二日条には次のように記されている。

自以心庵尊公、被仰下、詩仙色紙二枚書付也。

「以心庵尊公」とは、後陽成天皇第八皇子で、知恩院初代門跡となった良純法親王のことである。徳川家康の猶子として初めて知恩院に入寺した法親王が、甲斐国に配流されたものの、万治二（一六五九）年、勅許を得て帰京、泉涌寺に身を寄せた後、還俗して西京に構えた庵室が以心庵であった。『隔窠記』同月十四日

条には更に次のように記される。

齋了、参以心庵宮、歌仙色紙一枚被遊之御礼并自以心庵、詩仙之二枚可書写之旨、被仰、点墨筆、令持参。以心庵宮西京之新築数年伺公不申、今日初伺公、手燭両ヶ令持参也。御逢、寛々御打談也。鑑鈍被出也。

鳳林にとっては以心庵新築後、初の訪問であった。宮より歌仙色紙一枚を頂戴した御礼を兼ね、依頼された詩仙色紙二枚を携えて、手土産に手燭を持参した鳳林は、寛いだ歓談の時を過ごした。良純法親王は後水尾院の弟宮である。鳳林とも浅からぬ関係とは言うものの、ここでは「歌仙」「詩仙」色紙の遣り取りが、親密な関係によつてもたらされるだけでなく、その更なる親密な交流を生み出す端緒となっていることにも注目したい。実際こうした事例は数多いのである。

『隔窠記』同月六日条には、「自芝山黄門公、内々被頼、詩仙之色紙来、詩五山・大徳之衆江被書事也」とあり、芝山宣豊が密かに詩仙色紙を五山及び大徳寺の学僧に揮毫してもらうよう、鳳林に依頼したことが記されている。芝山家は鳳林の生家である勤修寺家の一門で、宣豊は身内であった。あるいは後水尾院の先例に倣う意図があったとも考えられるものの、宣豊が鳳林に依頼できたのはその親密な関係に因るものであった。次節で述べるように、この時鳳林は宣豊とともに後水尾院の新たな文事を遂行して

いた。「歌仙」「詩仙」色紙の遣り取りが、信頼度を窺う指標になつていたのである。

また「隔裏記」同月十三日条では、後水尾院第十皇子の妙法院宮堯想法親王が染筆した「歌仙之御色紙」が鳳林のもとに齎されたことが記されている。後水尾院周辺では、或いは贈答歌や応製詩に類するほど、「歌仙」「詩仙」色紙の贈答が特別な意味を持っていたことが窺えるのである。

#### 四

後水尾院の五山文壇とのつながりは更に深められていく。寛文七年二月三日、院は鳳林に新たな色紙染筆を命じた。「隔裏記」同日条に次のように記されている。

自 法皇、被 仰出、湖山古詩五岳長老・西堂拾人御色紙  
書写可仕事、可相調之旨 仰也。

拙稿で論じた寛文三年の西湖図色紙と同様、中国杭州の名勝地、西湖を題材にした色紙制作であるものの、今回は「湖山」を題材に「拾人」に書写させていることから、「西湖十景」に取材した「湖山十詠」（「西湖十詠」であったことが知られる。南宋の祝穆が地理書「方輿勝覽」に記した「西湖十景」は平湖秋月・蘇堤春曉・断桥残雪・雷峰落照・南屏晚鐘・麴院風荷・花港觀魚

・柳浪聞鶯・三潭印月・兩峰挿雲の十景である。本邦でも室町時代以来、多くの学僧や文人を誘惹した画題であり、詩興を喚起する景物であった。元和五（一六一九）年、狩野山雪から贈られた「西湖十景図扇面」を那波活所に示された藤原惺窩が、その感動を文集に残しているのはその一例である。

「隔裏記」に記される「古詩」については詳らかではないものの、南宋の士大夫、王希呂の「湖山十詠」や宋末元初の陳允平の填詞をはじめ西湖を題材にした連作は数多い。後水尾院がそうした漢籍を書写させようとしたのであれば、本邦における「湖山十詠」受容の具体例としての意味を持つことになるものの、これはおそらく天文・永祿年間に活躍した学僧、策彦周良等の「西湖十景」屏風の画賛を踏襲、書写させたものであったと考えられる。この作品は策彦の別集や後水尾院勅撰の「翰林五鳳集」に見えるもので、屏風は内裏の紫宸殿に置かれていた。「翰林五鳳集」巻第五十二「八景」部所収の策彦詩は、

三天竺寺 西湖十景。蒙 勅諭作之。此屏風在紫宸殿。  
多時点景古精藍 多時点景す古精藍  
天竺一峯飛作三 天竺の一峯飛びて三と作る  
春半山花開粲々 春半ばなれば山花開くこと粲々  
秋深巖桂落銚々 秋深ければ巖桂落つること銚々

というもので、十景の定型には拘泥せず、西湖周辺をも広く絵画



化したものであったと考えられる。第一句「点景」は『策彦和尚詩集』（内閣文庫所蔵）等の別集では「占景」としている。こちらに従うべきであり、「多時景を占む古精藍」と訓読すべきであろう。後水尾院は曾祖父である正親町天皇治世の営みを、寛文年間（1661-1709）の五山に再現しようと試みた、とするのは穿ち過ぎであろうか。

今回の文事について鳳林は、寛文三年の事例ほど多くの文辞を費やしていない。その理由の一つが彼の繁忙にあった。寛文七年三月十日から二十五日にかけて催行される相国寺祖堂供養法会が予定されており、その采配に奔走していたことと、一溪宗什の大徳寺入山門疏作成とが最大の懸案であった。『隔莫記』同日条で、鳳林は後水尾院に法会の詳細について報告した後、文事にふれて「先刻被 仰出、五山長老・西堂書物之事、或在国、或老人、書写難成事申上」と、円滑に遂行し難い旨を率直に吐露している。法皇の返答は記されないものの、後水尾院は「則於常御所、而被 召芝山黄門、兩人致伺公、移刻、御雜談。鑑鈍於御前、被下、醴酒被下、書物人数書相定、書立也。」とあるように、鳳林の生家である勤修寺家の一門である芝山中納言宣豊を召し出し、書写者の選定を始めとする実務を相談させている。

実際、諸事の隙を縫うように、鳳林は後水尾院の「湖山詩」文事を斡旋していた。同月九日、南禅寺を訪れた後、建仁寺に向かった鳳林は興雲院の韋天祖昶を訪れたものの、江州下向中のため対面できず、応対した旭首座に韋天及び久昌院の三峯紹善宛ての

色紙を渡している。その後、東福寺を訪れた鳳林は龍眠庵の太華令瞻に色紙を渡し、書写を依頼している。

その後、同月十六日には相国寺の愚溪等厚が書き上げた色紙を持参、また東福寺に遣わした使僧が太華の色紙を持ち帰って来たこと、更に翌十七日条には南禅寺の恵林から色紙が届けられたことが記されている。愚溪や恵林への染筆依頼は記されていないものの、鳳林が山門疏の草稿を持参して連日諸寺を訪れるなか、恵林を訪れたことは記されており、そのなかで遣り取りされたものであったと考えられる。

二月二十一日、鳳林は揃った色紙を後水尾院に献上すべく、院御所に向かった。

先日被 仰出、湖山十境之詩、五岳長老・西堂十人被書、色紙持参、奉献上。然則、色紙書様豎横之書様違故、四人可書直、色紙有之、持、而令退出也。

しかし右掲、同日条の記述のように、色紙の縦横の書き方に統一がなかったため、四人に書き直しが命じられ、鳳林は色紙を預かり、退下することとなった。

書き直しが命じられたのは南禅寺の恵林と英仲であった。同月二十三日条には「恵林・英仲書直之、自 法皇、御色紙、即刻被書、被越也」と記されている。その後、二十六日条に、

自 法皇、被 仰出、西湖十境之詩色紙、五山諸老被 仰付、其内豎横之書直之色紙四人有之、今日令持參 奉献上、於常御所、御 対面也。

とあることで締めくくられている。結局、揮毫が明らかなのは、韋天、三峯、太華、愚溪、恵林、英仲、そして鳳林という七名のみであった。鳳林の盟友、覚雲は病気がちであった。寛文三年の「西湖詩」文事とはその執筆者の陣容、つまり文壇の主導者に明らかな変化が生じていたのである。

#### おわりに

如上、寛文年間に催された後水尾院の命による五山の文事を概観した時、第一に注目すべきは、室町時代と変わることのない五山文壇の機能である。禁裏にほど近い相国寺からは既に五山を統治するすべての権限が失われていたものの、足利将軍に寄り添う鹿苑院僧録あるいは蔭涼軒主のように、鳳林は五山の東堂・西堂を差配しつつ、院の文事を遂行しているのである。室町幕府がその權威の失墜を招いた応仁文明の乱以来、遂にその組織を自主的に再構築することのできなかつた五山禪林が、新たな庇護者のパトローネージを得て、一時的に再生したと判断するのは、鳳林の並々ならぬ使命感を考慮したとしても、必ずしも誤った理解ではあるまい。

第二は、その文事の対象が近世、特に元和寛永年間以降に日本で親しまれるようになった典拠に基づいている点である。「詩仙」や『列仙全伝』は言うまでもなく、「西湖」も既に拙稿で述べたように寛文八年版行の『四時幽賞』と密接な関連があるとすれば、室町時代五山文壇が蓄積してきた成果を認識した上で、新たな文学的潮流を相対化させる試みがなされていたことは文学史上の画期を考える上で、興味深い事例と言えるであろう。こうした後水尾院と五山文壇との協働は、鳳林承章が逝去した寛文八（一六六八）年を一つの区切りとして終息する。その後、院は延宝八（一六八〇）年八月に崩御するものの、この年は院に先立って徳川家綱が薨去、綱吉が第五代将軍に就任している。西鶴が大坂生玉神社で万句興行を催したのは寛文十三年である。連歌の伝統を学んだ西鶴が時代の寵児として脚光を浴びていくなか、後水尾院の五山文壇への思いが、近世の漢詩壇にいかなる影響を与えたか——近世漢詩の新奇が寛文年間の五山文壇に胚胎していたのか否か——それを考究する意義は決して小さくはないだろう。

#### 注

(1)「寛文年間の五山の文事——後水尾院の「西湖詩」をめぐって——」〔日本古典文学研究の新展開〕・笠間書院・二〇一一・三三。以下、文中の「拙稿」はすべてこの論文に拠る。

(2) 『隔葉記』 本文は、赤松俊秀校訂思文閣出版のテキストに拠る。

(3) 蔵中スミ 『江戸初期の三十六歌仙―光琳・乾山・永納』（翰林書房・一九九六・十二）第四章・第五章参照。

なお、蔵中氏が同書第四章「狩野永納筆『三十六人歌仙』」についての考察―歌仙絵と歌仙和歌の問題―において、『寛文四年（一六六四）九月以後、寛文六年（一六六六）

七月以前」と推定した永納筆『三十六人歌仙』日本の成立が後水尾院の文事と近いことは注目すべきであろう。或いは五山僧の「詩仙」と公卿の「歌仙」を一对にする意図があったとも考えられる。もしそうであるならば、詩仙画像の作者として狩野永納を想定する可能性も考えられる。詳細は別稿で論じたい。なお、近世初期の歌仙図を論じた最新の研究としては、入口敦志氏の研究発表「飾りとしての文学―肖像画における文学の可視化―」（日本近世文学会秋季大会・二〇一〇・十一・二十一 於・島根大学）などがある。

(4) (3) の入口氏の発表に拠る。

(5) 古淵慈禧自筆の『略韻』についてはその謄写本が宮内庁書陵部に所蔵されている。この時、後西院の命によって書写されたものと考えられる。

(6) 『列仙全伝』研究（一）〜（十）（『文藝論叢』第五十九号）第七十一号・大谷大學文藝学会・二〇〇三・四〜二〇〇

八・九）参照。

(7) 諸本については、北野良枝「『仙仏奇踪』の書誌学的研究」（『文化』第二十五号・駒沢大学・二〇〇七）に詳しい。宗達と『仙仏奇踪』の関連については、林進「絵師宗達の居住地―宗舟・平次宛角倉素庵書状』の解釈をめぐる―」（『美術研究』第十八号・二〇一一・二）が最新の研究成果である。

(8) 良純法親王については大内瑞恵「配流の親王と甲州―後陽成天皇八宮良純法親王』（『都留文科大学研究紀要』第五十五集・二〇〇一・一七）参照。

(9) 林進『日本近世絵画の図像学―趣向と深意』（八木書店・二〇〇〇・十二）所収「山雪『盤谷図』―近世文人画の誕生―」参照。

(10) 大日本仏教全書所収本文に拠る。

（なかもと・だい 本学教授）